

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

毛呂山町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標	8
第4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に 関する事項	8
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	10
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
	1. 農地中間管理機構が行う事業に関する事項	13
	2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区 域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
	3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	16
	4. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	17
第7	その他	18

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、都心から50km圏内の地点にあり、地形は、概ね山地と山地に続く平地からなっている。

営農形態は、米を中心として、畜産、野菜等の生産が行われ、次第に農作物の多様化が見られるようになってきている。このような状況の下で今後は、農業経営の安定的拡大と農業所得の向上を図ることを基本として、農業意欲の向上と他産業に負けない魅力ある農業にしていかなければならない。このため地域の特性と都市化の進展に対応した農業の諸施策を積極的に推進するとともに、農家の自主性と創意工夫を尊重し、経営条件に適した作目を組合せ、生産の合理化と生産体制の整備等を進め、生産性の高い農業経営の確立を図る。

また、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図るため、農業振興地域整備計画に即し、引続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造については、農家1戸当たりの耕作面積が34aと少ない上、首都圏に近いこともあって、比較的就業機会に恵まれていることから兼業化が進み、恒常的勤務による副業的農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、副業的農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展を見ないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が一層進み、ほ場整備事業、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である旧山根地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の目標を明らかにし、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり3

40万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)を実現できるものとし、また、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目標とする。

- 4 将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、毛呂山町農業再生協議会の構成員である農業委員会、川越農林振興センター、農業協同組合等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うよう努める。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の毛呂山町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、毛呂山町農業再生協議会、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権等の設定等を進める。

また、地域計画の作成・更新を通じた地域の話し合い等により、農地の集積や集約を図る。地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、土地利用型農業にあっては、これまで地域ぐるみで農地や農業用水の利用調整等が行われている実態を踏まえ、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実態を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる集落営農組織については、法人化を推進する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、川越農林振興センターの指導の下に、合理的な作付け体系、生産技術、経営の改善等を積極的に推進し、高収益化や新規作目の

導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である旧山根地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請等の推進を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で集落道、用排水路、共同利用施設などの維持・管理、補助労働力の提供、更には景観の保全・形成や地域イベントの開催などにおけるそれぞれの役割分担を明確化し、相互メリットを享受できるよう連携協力していくことを通じて農村社会の健全なコミュニティの発展を図る。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした、事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本町は、毛呂山町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を川越農林振興センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の検討と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 本町の平成26年度から令和4年度までの新規就農者は7人である。将来にわたって地域農業を活性化してくため、担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があり、町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新しい農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、本町においては5年間で2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の設立、育成を推進する。

本町の新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたり年間農業所得200万円程度）、地域における優秀な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については川越農林振興センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと指導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標の実現を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標)

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀単 一 主幹農 業従事 者2人	<p><基幹作目></p> <p>水稲 = 5 h a</p> <p>小麦 = 6 h a</p> <p>大豆 = 3 h a</p> <p><経営規模></p> <p>水田 = 5 h a</p> <p>普通畑 = 6 h a</p>	<p><資本装備></p> <p>トラクター(50ps) 1台</p> <p>普通型コンバイン(70ps) 1台</p> <p>田植機(6條) 1台</p> <p>ドリルシーダー(6條) 1台</p> <p>乾燥機 1台</p> <p>選粒機 1台</p> <p><経営条件></p> <p>・水田での二毛作は、3 h a</p> <p>・畑で小麦、大豆を6 h a 作付</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・パソコン利用の経営管理</p>	<p>・農繁期における臨時雇用を行う</p>
施設ト マト+ 露地野 菜 主幹従 事者2 人	<p><基幹作目></p> <p>促成トマト = 15 a</p> <p>さといも = 20 a</p> <p>にんじん(夏播) = 20 a</p> <p>なす(▽字露地) = 10 a</p> <p>ホウレンソウ(夏播) = 10 a</p> <p>きゅうり(露地) = 5 a</p> <p>ホウレンソウ(秋播) = 30 a</p> <p><経営規模></p> <p>85 a</p>	<p><資本装備></p> <p>作業場</p> <p>ビニールハウス 1500㎡</p> <p>トラクター(25ps) 1台</p> <p>動力噴霧機 1台</p> <p>温風暖房機 1台</p> <p>掘取機 1台</p> <p>マルチャ 1台</p> <p>トラック2t 1台</p> <p><経営条件></p> <p>・直売主体経営</p>	<p>・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・パソコン利用の経営管理</p>	<p>・休日制の導入</p>

<p>ゆず複 合 主幹従 事者2 人</p>	<p><基幹作目> ゆず = 1 h a りんご = 5 0 a <経営規模> 1. 5 h a</p>	<p><資本装備> 作業場 動力噴霧機 1 台 草刈機 1 台 耕耘機 1 台 軽トラック 1 台 <経営条件> ・りんごは、直売を行う</p>	<p>・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経 営管理 ・観光果樹園の導 入</p>	<p>・農繁期における 臨時雇用を行う</p>
<p>梅複合 主幹従 事者2 人</p>	<p><基幹作目> 梅(白加賀) = 5 0 a 梅(べにうめ) = 5 0 a ゆず = 3 0 a すもも = 1 0 a <経営規模> 1. 4 h a</p>	<p><資本装備> 作業場 動力噴霧機 1 台 草刈機 1 台 耕耘機 1 台 軽トラック 1 台 <経営条件> ・すももは、直売を行う</p>	<p>・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経 営管理</p>	<p>・農繁期における 臨時雇用を行う</p>
<p>茶+露 地野菜 主幹従 事者2 人</p>	<p><基幹作目> 茶 = 1 h a なす(v字露地) = 1 0 a じゃがいも = 2 0 a ブロッコリー = 2 0 a さつまいも = 1 0 a ホリソウ(秋播) = 3 0 a <経営規模> 2. 3 h a</p>	<p><資本装備> 作業場 トラクター(25ps) 1 台 動力噴霧機 1 台 可搬式摘採機 1 台 動力せん枝機 1 台 すそ刈機 1 台 深耕機 1 台 浅耕機 1 台 掘取機 1 台 マルチャ 1 台 トラック2 t 1 台 防霜ファン 1 式</p>	<p>・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経 営管理</p>	

酪農 主幹従事者	<基幹作目> 乳用牛=47頭 (ホルスタイン種) 飼料作物=2ha (とうもろこし) <経営規模> 経産牛=32頭 (育成若牛=10頭 育成子牛=5頭) 飼料作付地 =2ha	<資本装備> 牛舎 1棟 強制発酵機 1台 トラクター(60ps) 1台 バーンクリーナー 1式 バルククーラー 1台 他 <経営条件> ・パソコンによる経営、飼用 管理	・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経 営管理	・休日制の導入
養豚 一貫 主幹従事者2人	<基幹作目> 種雌豚=80頭 年間出荷頭数 1,347頭 <経営規模> 豚=750頭 (種雌豚=80頭 種雄豚=8頭 育成豚=12頭 肉豚=650頭)	<資本装備> 集合豚舎 1棟 育成豚舎 1棟 繁殖豚舎 1棟 堆肥舎 1棟 自動給餌機 2基 自動除糞機 2基 他 <経営条件> ・パソコンによる経営、飼用 管理	・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経 営管理	・休日制の導入
養鶏 主幹従事者2人	<基幹作目> 採卵鶏常時 =20,000羽 <経営規模> 成鶏=22,000羽 育成鶏 =20,000羽	<資本装備> 成鶏舎 1棟 育すう舎 1棟 鶏糞発酵機 1台 フォークリフト 1台 自動給餌機 1基 除糞機 1基 他 <経営条件> ・一部直売による有利販売	・複式簿記記帳の実 施による経営と 家計の分離 ・青色申告の実施 ・パソコン利用の経 営管理 ・管理作業の合理 化	・休日制の導入

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度を目標とする。なお、本町における新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な営農類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標の営農類型に準ずるものとする。

第4 農業を担う者に確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である桂木ゆずなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 毛呂山町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートは本町が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
 本町は、毛呂山町農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用集積に当たっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し面的なまとまりとなるよう努める。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
56%	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部では、果樹栽培が営まれ特産品を活かした観光農業への展開など多様化してきている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は農業従事者の高齢化や自家農産物の生産を主とする自給的農家等の増加により、生産規模の縮小が予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図るものとする。

- ① 農地中間管理事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業
- ③ 農作業受委託への取組みの推進
- ④ その他農地の利用集積を推進するために必要な事業

(3) 関係団体等との連携体制

本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本町は、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理機構が行う事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑥ 第1の6で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれに地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図るものとする。

ア 本町では現在5地区において、土地基盤整備事業が完了しており、この事業によって整備された生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を重点的に実施する。

また、農作業受委託等を推進し、営農集団等の主体的な取組みによって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 農用地利用改善事業の推進を図るため、地域計画の作成・更新を通じた地域における協議の場による合意形成を通じ、担い手への農用地の利用集積を促進する。

ウ 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、毛呂山町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な

努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本町は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 農地中間管理機構が行う事業に関する事項

- (1) 本町は、県下一円を区域として農地中間管理機構が行う事業を行う公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地

の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率化かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率化かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定にかかる農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特例農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の規程に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、川越農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益社団法人埼玉県農林公社)等の指導、助言を求めてきたときは、毛呂山町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業の受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図るものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、農道整備や用排水路整備等を進めるとともに高性能機械施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、経営所得安定対策への積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

特に、土地基盤整備事業実施地区においてはブロックローテーションによる集団的土地利用を図る。

また、営農集団等を育成しつつ、農地の流動化を推進し、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基

盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業協同組合、川越農林振興センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策及び今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について検討することとする。また、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和4年3月14日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。
- 2 利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。